

加古川市記念植樹用苗木交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域開発及び都市化の急速に進む本市内の自然を守り、緑豊かな街にするため、市民の結婚、出生又はパートナーシップ・ファミリーシップ関係を認められたことを記念して、植樹用苗木（以下「苗木」という。）を無償交付することを目的とする。

(苗木交付対象者)

第2条 苗木の交付対象者（以下「対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 結婚後市内に居住する夫婦であって、婚姻届をしたもの
- (2) 出生後市内に居住する子供であって、出生届をしたものの父又は母
- (3) 加古川市パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いに関する要綱第6条に規定する「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書」の交付を受けた者

(交付する苗木の種類)

第3条 市長は、毎年度、予算の範囲内で交付する苗木の種類を決定する。

(苗木の交付手続)

第4条 苗木の交付を受けようとする者は、記念植樹用苗木申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、記念植樹用苗木交付通知書（様式第2号）により申込者に交付日時及び場所を通知し、苗木を交付するものとする。

(苗木の交付時期)

第5条 苗木の交付時期は、毎年3月及び10月の2回とする。

(公共用地等への植樹を希望した者の取扱)

第6条 公園その他の公共用地等への植樹を希望する者は、市の緑化計画に基づき、公共用地等へ植樹することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。